

龍ヶ崎市公有財産
公募売却事業



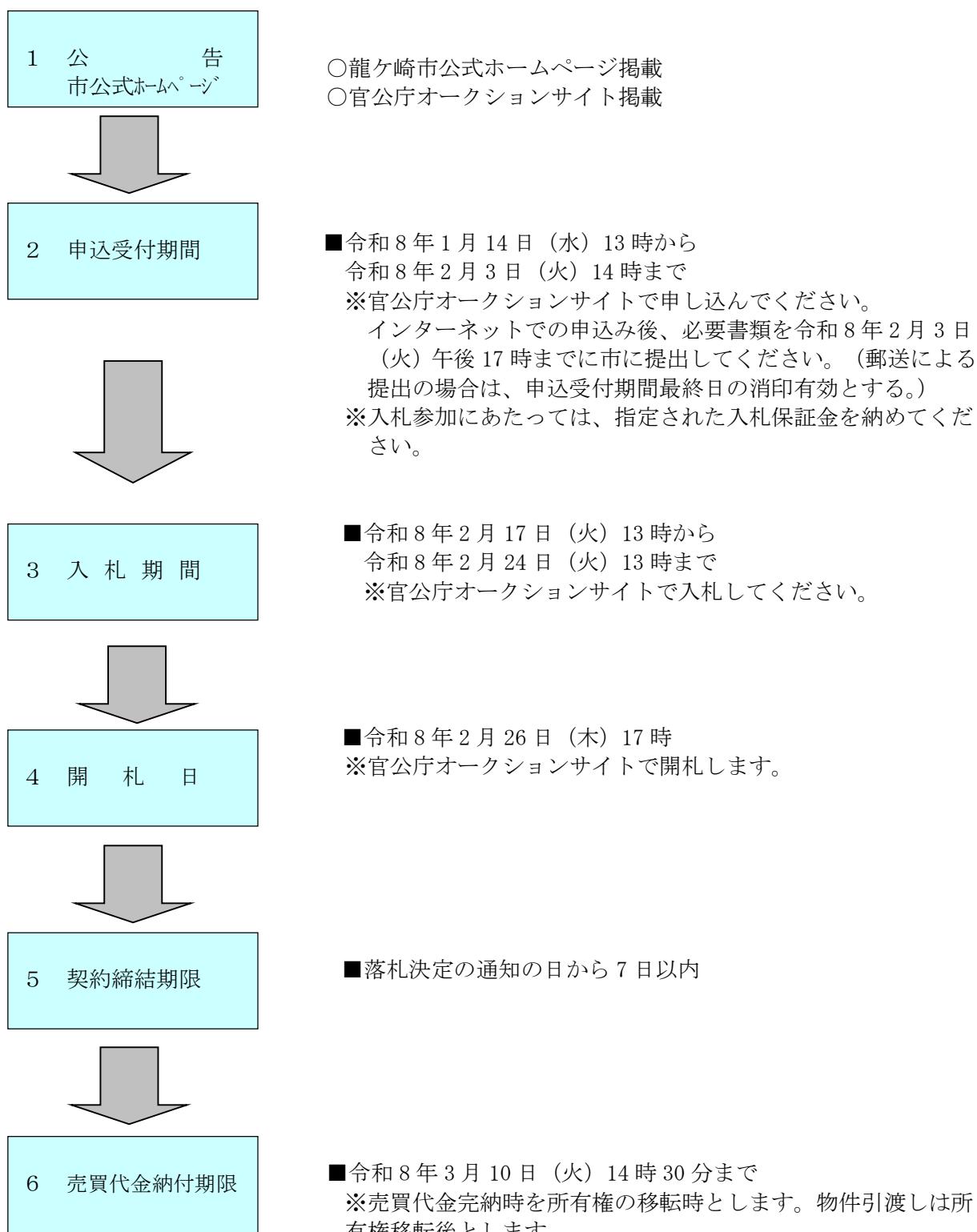
令和8年1月

龍ヶ崎市 農業政策課

目 次

イン터ネット入札による売払いの流れ（概要）	P 1
1 売却物件	P 2
2 売却日程	P 2
3 インターネット公有財産売却に関する手続き	P 2
4 購入までの流れ	P 3
(1) インターネット公有財産売却ガイドラインと物件情報の確認	P 3
(2) 仮申込み	P 3
(3) 本申込み	P 3
(4) 入札保証金の納付	P 4
(5) 入札	P 4
(6) 落札結果	P 4
(7) 契約締結	P 4
(8) 売買代金の納付	P 5
(9) 所有权移転・物件引渡し	P 5
5 龍ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインについて	P 6
誓約書	P 6
龍ヶ崎市インターネット公有財産売却 ガイドライン	P 7
第1 公有財産売却の参加条件など	P 7
第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について	P 9
第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き	P 11
第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて	P 12
第5 注意事項	P 14
インターネット公有財産売却における個人情報について	P 16
クレジットカードで入札保証金を納付する場合	P 16

インターネット入札による売払いの流れ（概要）



インターネット公有財産売却 募集要項

次の物件について、インターネット上で一般競争入札による売払いを行います。入札に参加するためには、入札参加申込受付期間中に手続きを行う必要があります。

入札の参加を希望される方は、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 売却物件

物件番号	物件の種類	規格・型式	予定価格
			入札保証金
1	自動車	日野 キャブオーバー KK-HZB50M	1,000,000 円
			100,000 円

2 売却日程

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 本申込受付期間 | 令和8年1月14日（水）13時から2月3日（火）14時 |
| (2) 入札期間 | 令和8年2月17日（火）13時から2月24日（火）13時 |
| (3) 開札日 | 令和8年2月26日（木）17時 |
| (4) 契約締結期限 | 落札決定の通知の日から7日以内 |
| (5) 売払代金納付期限 | 令和8年3月10日（火）14時30分まで |

3 インターネット公有財産売却に関する手続き

インターネット公有財産売却とは、地方公共団体の一般競争入札手続き（入札参加の申込み、入札、開札など）の一部を担うインターネット上のシステムを利用して売払う方法です。

今回のインターネット公有財産売却は、「KSI官公庁オークション」のインターネット公有財産売却システムを利用します。

○官公庁オークションサイト

<https://kankochou.jp/>

※令和8年1月14日（水）13時から当該サイトにて情報を公開します。

4 購入までの流れ

(1) インターネット公有財産売却ガイドラインと物件情報の確認

申込み前に龍ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインの内容に同意していただきま
す。

なお、現地説明会は行いませんので、物件の状況については、物件資料を各自で確認してくだ
さい。

(2) 仮申込み

ご希望の物件が見つかりましたら、官公庁オークションシステムで住所、氏名などを入力して
仮申込みをしてください。売却物件ごとに申し込みが必要です。

入力の際、入札保証金の納付方法を「クレジットカード」(本物件の入札保証金の納付はクレジ
ットカードのみの取扱いとなります。)にチェックし、申し込んでください。

その後、登録したメールアドレスに仮申込みが完了したことについてメッセージが送られます
ので、これにより正しく仮申込みがされたかご確認ください。

(3) 本申込み

仮申込み終了後、次の提出書類を申込み先に提出してください。

<提出書類>

- ・公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第5号）
- ・誓約書（様式第6号）
- ・住民票の原本

（入札日前3か月以内に発行され、住民票コード以外の記載を省略しないもの）

※法人の場合は、商業登記簿謄本又は登記事項証明書を提出してください。

<入札保証金について>

入札保証金納付方法は「クレジットカード」のみとなります。

入札参加申込書の入札保証金納付方法欄には「クレジットカード」に○をしてください。

<申込方法>

- ・直接窓口に持参
- ・郵送（申込締切日消印有効）

<申込み先>

〒301-8611

龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市農業政策課農業総務グループ（龍ヶ崎市役所本庁舎4階）

<その他>

共同入札（一つの物件について、複数の者で共有する目的で入札することをいう。）の代
表者が入札事務を行う場合にあっては、入札参加申込書に全員の住民票（法人にあっては、
全法人の商業登記簿謄本又は登記事項証明書）及び誓約書並びに委任状（様式第7号）を添
付してください。

本申込受付期間

令和8年1月14日（水）13時から令和8年2月3日（火）14時

(4) 入札保証金の納付

入札に参加するためには、指定された入札保証金を次の方により納めていただきます。

<クレジット納付>

仮申込み時に「クレジット納付」にチェックし、カード情報を登録すると、入札保証金額分の納付手続きがされます。

落札すると決済され、落札できなかつた場合は決済されずに手続きされます。入札保証金がご自身のクレジット支払い可能額であることを確認の上、お申し込みください。

※注意事項

- ・入札保証金を納付していない場合は、本申込みをしても、入札参加資格が与えられませんので、入札に参加できなくなります。
- ・振込手数料は、入札参加申込者の負担となります。

入札保証金納付期限	令和8年2月3日（火）14時
-----------	----------------

(5) 入札

入札期間中に官公庁オークションのシステム上で金額入力の間違いのないよう注意して入札を行ってください。

入札（登録）すると、オークションサイトから自動確認メールが送信されますので、入札が完了したことを確認してください。

入札期間	令和8年2月17日（火）13時 から 令和8年2月24日（火）13時
------	------------------------------------

(6) 落札結果

落札日以降、官公庁オークション上で落札金額を公開します。

また、龍ヶ崎市のホームページでも落札結果を公開します。

落札された方へは、市から落札者決定をメール等により連絡するとともに、後日契約手続書類等を郵送します。

開札日	令和8年2月26日（木）17時
-----	-----------------

※注意事項

- ・落札者へメール送信ができない場合や郵便物が返戻される場合などに、落札を取り消すことがあります。

(7) 契約締結

落札決定の通知の日から7日以内に市の案内に従い売買契約を締結します。契約した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。

なお、落札決定の通知の日から7日以内に市と売買契約を締結することができない場合は、当該落札は無効となり、入札保証金は市に帰属すること（没収）となります。

(8) 売買代金の納付

市が発行した納付書により、納付期限までに指定する金融機関口座に入金してください。
売買代金は、入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納付書により納付していただきます。

納付期限	令和8年3月10日（火）14時30分
------	--------------------

※注意事項

売買代金の分割納入はできません。

(9) 所有権移転・物件引渡し

売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡すものとします。

引渡し場所は、茨城県龍ヶ崎市板橋町440-1 農業公園豊作村湯ったり館裏車庫となります。原則、買受代金納付時の現況有姿での引渡しとなります。

引渡し時間は、平日の9時から17時の間となります。

買受人が直接受けとることができない場合は、輸送業者への引き渡しの対応も可能です。ただし、当市では輸送業者の手配等は行いませんので、必要な場合は買受人が手配してください。

輸送に関する費用はすべて買受人の負担となります。

所有権移転に係る費用、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

5 龍ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインについて

龍ヶ崎市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます。)をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び別添「龍ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、龍ヶ崎市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、公有財産売却ガイドライン及び龍ヶ崎市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに龍ヶ崎市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、龍ヶ崎市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しません。また、法人又はその他の団体においては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。)に該当しません。
- 3 私は、次の各号のいずれかの個人、法人又はその他の団体(以下「法人等」といいます。)に該当しません。
 - (1) 暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与している法人を利用するなどしている法人等
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に実質的に関与している法人に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (5) 役員等が暴力団員である法人又は前各号のいずれかに該当する法人であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- 4 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員ではありません。
- 5 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と龍ヶ崎市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 6 私は、龍ヶ崎市に対し、税や使用料等の滞納はありません。
- 7 私は、龍ヶ崎市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」及び「売買契約書案」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について龍ヶ崎市に対し一切異議、苦情などは申しません。

龍ヶ崎市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 公有財産売却の参加仮申込みの時点で満20歳未満の方

(3) 日本語を完全に理解できない方

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員から依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員となっている者

(7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する市の職員

(8) 龍ヶ崎市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オーバークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)などの規定にのっとって龍ヶ崎市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 売買代金の残金(契約保証金を売買代金に充当したときの残金をいう。以下同じ。)の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間龍ヶ崎市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 入札保証金及び売買代金を銀行振込する場合、龍ヶ崎市が納付を確認できるまで5営業日程度を要することができます。(営業日とは、土日祝日及び12月29日から1月3日までの休日を除く日をいいます。)

納付期限までに龍ヶ崎市が納付を確認できない場合は、参加者へ納付したかどうかを電話又は電子メールにより確認の後、領収書をご提示いただくことがあります。

(5) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や龍ヶ崎市において閲覧に

供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

ア 不動産の場合は、原則として現地説明会を実施しませんので、入札前に各自で購入希望の財産を確認してください。

イ 動産の現物の下見会については、それぞれの物件詳細画面に記載しておりますので確認してください。

(6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み(本申込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、龍ヶ崎市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(以下「申込書」といいます。)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前3か月以内に発行された住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付の上、龍ヶ崎市に送付してください(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認の上、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」又は「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。
- ・ 複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)は1通のみ提出してください。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など龍ヶ崎市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売買代金の残金を納付したことを龍ヶ崎市が確認した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 公有財産売却の財産が不動産の場合、龍ヶ崎市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を所轄法務局に嘱託します。

(4) 公有財産売却の財産が不動産の場合、原則として物件に係る土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。

また、開発(建築)などに当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(5) 公有財産売却の財産が動産の場合、龍ヶ崎市は、その公有財産の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。

(6) 公有財産売却の財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続きを行ってください。

4 個人情報の取扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名(参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを龍ヶ崎市に開示され、かつ、龍ヶ崎市がこれらの情報を龍ヶ崎市文書取扱規程(平成10

年龍ヶ崎市訓令第1号)に基づき、5年間保管すること。

- ・ 龍ヶ崎市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 龍ヶ崎市は、収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について(不動産のみ)

- (1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

- (2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続き及び入札手続きをすることができるるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。)及び共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書などを入札開始までに龍ヶ崎市に提出することが必要です。なお、申込書は、龍ヶ崎市のホームページより印刷することができます(共同入札者の委任状も提出してください。)。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合(不動産のみ)は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。)及び申込書を入札開始2開庁日前までに龍ヶ崎市に提出してください。原則として、入札開始2開庁日前までに龍ヶ崎市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

- (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の15で定められている入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、龍ヶ崎市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額を定めます。

- (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、龍ヶ崎市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物

件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 原則として、入札開始 2 開庁日前までに龍ヶ崎市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、龍ヶ崎市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前 3 か月以内に発行された住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付の上、龍ヶ崎市に送付してください(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)。
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、龍ヶ崎市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前 3 か月以内に発行された住民票(住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付の上、龍ヶ崎市に送付してください(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が龍ヶ崎市に到着後、龍ヶ崎市から「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、龍ヶ崎市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、龍ヶ崎市が納付を確認できるまで 5 営業日程度を要することができます。なお、ファックスで納付済みの領収書の写しを送付していただくことがあります。
- ・ 龍ヶ崎市が指定する金融機関については、お問い合わせください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに龍ヶ崎市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第 167 条の 16 又は地方公営企業法施行令第 21 条の 15 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札がなかったものとする取扱い

龍ヶ崎市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札については、当該入札を取り消し、なかつたものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、龍ヶ崎市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 龍ヶ崎市から落札者への連絡

落札者には、龍ヶ崎市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 龍ヶ崎市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関(龍ヶ崎市)が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、龍ヶ崎市に連絡する際や龍ヶ崎市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

龍ヶ崎市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には龍ヶ崎市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、次の書類などを添付して龍ヶ崎市に直接持参又は郵送してください。

なお、契約書には契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。

ア 必要な書類

(ア) 身分証明書

(イ) 不動産の場合は、登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までに龍ヶ崎市が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します、売買代金の残金納付期限(契約締結日から 20 日以内で龍ヶ崎市が指定する日)までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は次のアの方法で納付してください(現金書留による現金の送付、現金の持参、郵便振替払出証書又は郵便為替証書の送付又は持参及び銀行振出の小切手の持参はできませんので、ご注意ください。)。

なお、売買代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに龍ヶ崎市が納付を確認が必要です。

ア 龍ヶ崎市が用意する納付書による納付

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

龍ヶ崎市は、落札後、落札者と契約を交わします。

龍ヶ崎市は、売買代金の残金納付確認の後、不動産については落札者の請求に基づいて不動産登記上の権利移転のみを行い、自動車については落札者が自動車登録手続を行うこととなります。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、落札者が売買代金の残金を納付したことを龍ヶ崎市が確認した時点で、所有権は落札者に権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア 龍ヶ崎市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入して、売買代金の残金納付期限までに龍ヶ崎市へ提出してください。

なお、売買代金の残金納付期限は、契約締結後 20 日以内の龍ヶ崎市が定める日となります。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に龍ヶ崎市に対して任意の書式にて申請してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

なお、登記の完了後、登記済証又は登記識別情報(記号番号が記載されたもの)をお渡しします。

(2) 動産の場合

動産のうち自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続きを行う必要があります。

3 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など龍ヶ崎市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売買代金の残金を納付後、送付してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください(実際に持参又は送付する場合は、全共同入札者の合計で構いません。)。

(2) 動産の場合

ア 引渡しは、売買代金納付時の現状有姿で行います。

イ 引渡しは、原則として龍ヶ崎市が指定する場所で直接引渡しにて行います。ただし、取りできない場合は、落札者の申し出により財産の送付などを行います。その際の必要な費用については、落札者の負担となります。

ウ 直接引渡しの歳は、落札者の本人確認のため、次のものを持参してください。

なお、落札者が法人の場合は、代表者の方の下記(ア)から(ウ)が必要です。

(ア)身分証明書

運転免許証、健康保険証、住民票など本人確認及び住所地を証する書面

(イ) 龍ヶ崎市より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

(ウ) 印鑑

エ 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、ウの(ア)から(ウ)のほかに、龍ヶ崎市の書式による委任状の提出が必要です。

- オ 送付による引渡しを希望される場合は、「送付依頼書」の提出が必要です。
- カ 一度引渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- キ 自動車の権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税など)は、落札者の負担となります。
 - (ア) 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。
 - (イ) 自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

5 用途の制限等について

- (1) 落札した物件を次の用途に供してはなりません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の用途
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業の用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用途
- (2) 落札者が第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借により物件を使用し、及び収益をさせようとするときは、(1)のアからウに規定する用途に供しないよう、第三者に対して書面によりその義務を承継してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申込み期間中
 - ア 売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。
 - ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
 - イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
 - エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合
 - （2）入札期間中
 - ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
 - (3) 入札期間終了後
 - ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
 - イ くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還
 - 特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。
 - なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。
- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還
 - 公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。
 - なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要す

ことがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など(以下「入札者など」という。)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、龍ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、龍ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、龍ヶ崎市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことによる起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、龍ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者などに生じた損害について、龍ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、龍ヶ崎市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、龍ヶ崎市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

龍ヶ崎市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、龍ヶ崎市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、龍ヶ崎市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、龍ヶ崎市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 その他重要事項

(1) 無効入札に関する事項

上記に記載してきたことのほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 入札参加仮申込みをしていない方の入札
- イ 仮申込み後、本申込みをしていない方の入札
- ウ 本申込みの添付資料が不足又は所定のものでない方の入札
- エ 所定の入札保証金の納付をしない方の入札
- オ 一人の入札者又はその代理人が同一物件について二件以上の入札をしたときの入札
- カ 代理人が二人以上の者の代理をしていた入札
- キ 入札者が同一物件について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ク 書類等の送付又は電報によってした入札
- ケ 無権代理人がした入札
- コ 入札に関し不正の行為があった方のした入札
- サ 入札に参加する者に必要な資格のない方のした入札
- シ 電子入札で所定の日時までに到達しなかったもの
- ス 電子入札で契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書き換えられたもの

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 契約に関する事項

ア 開札及び落札者の決定は、第3の2(1)のとおり行います。

イ 落札者が契約を締結しようとするときは、龍ヶ崎市が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に龍ヶ崎市に提出しなければなりません。

ウ 落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納入しなければなりません(入札保証金の全部について契約保証金に充当します。)。

エ 契約保証金は、全部を売買代金に充当します。

(3) その他の事項

ゆうちょ銀行は、龍ヶ崎市に対する振込先金融機関として利用できませんのでご注意ください。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人(以下「参加者など」という。)は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。